

地方交付税の安定的確保を求める意見書

地方交付税は、地方自治体が住民の生活に必要な不可欠な行政サービスを安定的に提供するための財政的な基盤であり、安定的に確保されるべきものです。

地方税の増収が見込まれる中でも多くの地方自治体は、必死に行財政改革に取り組み、行政サービスの維持・向上を図ると同時に、自然災害など緊急事態への対応に必要な基金の積立を行うなど、将来の備えを行っています。今後、国の財政事情のみばかりが優先され、地方交付税を削減して地方自治体の財政基盤を危うくすれば、地方はさらに疲弊することになります。

また、大都市への人口や法人等の集中で課税客体の偏在化が強まっているため、地方税が増収となる時期にはかえって自治体間で税収格差が広がる懸念も拡大しています。

よって、政府に対しては、今後とも地方交付税を安定的に確保するとともに、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能が十分に機能するよう、維持・拡充を図っていくことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成30年 3月15日

北海道豊富町議会
議長 河田 誠 一

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣